

認定更新時に必要な単位数

(日本糖尿病学会糖尿病専門医・日本糖尿病学会研修指導医・日本糖尿病学会認定教育施設・日本糖尿病学会教育関連施設更新規定 第1条(3) 関連)

5年間に合計70単位数以上取得すること。内訳は以下の通りとする。

●分野1, 2および4から50単位数以上

(ただし、うち35単位数以上は分野1の1, もしくは分野2の1, 2, 3, 4, 分野4による)

●分野3から20単位数以上

分野1. 論文発表による単位

	筆頭者の単位	共著者の単位
1. 機関誌「糖尿病」, 「Diabetology International」	10	2
2. 関連欧文誌	10	2
3. 関連学会誌	4	2
4. 糖尿病専門誌	4	2
5. 関連学術誌	2	0

*論文は糖尿病臨床に関する原著(症例報告も含む)とする。

*総てレフェリーのある雑誌とし、当該部分の別刷りまたはコピーを添付する。

*専門医認定委員会の書類審査で認められた論文に限り上記1~5に応じて筆頭者もしくは共著者の単位を加算する。

分野2. 年次学術集会および教育的企画への参加による単位、および演者による加算単位

	参加による単位	演者による加算単位
1. 日本糖尿病学会年次学術集会	8	5
2. 日本糖尿病学会地方会	8	5
3. 糖尿病学の進歩	8	5
4. 日本糖尿病学会の分科会(糖尿病合併症学会)	8	5
5. 日本医学会総会	8	5
6. 関連学会の年次学術集会	3	3
7. IDF, IDF-WPR 会議および AASD 年次学術集会	3	3
8. 日本糖尿病学会および支部主催、共催、後援の学術集会またはシンポジウム	3	3
9. 専門医認定委員会または支部認定委員会が予めとくに適当と認められた糖尿病に関する学術集会	2	3

*上記1~4の集会に参加した場合

・会場(現地)開催の場合は、会期中に専門医カードを用いて単位登録を行う。

・WEB開催(Live配信およびオンデマンド配信)の場合は、各集会の会期中にプログラムを視聴することにより単位登録を行う。

*上記2日本糖尿病学会地方会がWEB開催(Live配信およびオンデマンド配信)の場合は、所属支部の地方会に参加した場合のみ参加単位を付与する。

*上記1~9の集会で会期終了後に参加単位登録を希望する方は、出席を証明する資料、例えば氏名が記載されている参加証や会場費の領収書等を添付する。

*上記6の関連学会は日本内科学会、日本小児科学会、日本小児内分泌学会、日本内分泌学会、日本老年医学会、日本腎臓学会、日本動脈硬化学会、日本肥満学会、日本糖尿病眼学会、日本病態栄養学会、日本糖尿病・妊娠学会とし、各年次学術集会、春期・秋期大会、および地方会とする。

*上記5日本医学会総会および上記6関連学会においては「糖尿病に関するセッション」への参加とする。

*上記1~9の集会で演者による加算単位の対象となる演題発表は原則として、糖尿病臨床に関するものに限る。

*上記1~9の集会の演者による単位加算は専門医認定委員会による専門医更新の書類審査で認められた発表に限る。

*上記1~9の集会の演者とは一般演題(シンポジウム・ワークショップは含まれない)の講演者本人、ポスター発表者本人を意味する。共同演者は含まれない。また、同一学会で複数回数発表を行っても1回のみと計算する。

*上記9の学術集会は下記ガイドラインの要件をすべて満たすものとして専門医認定委員会または支部専門医認定委員会が予めとくに適当と認められた糖尿病に関する学術集会とする。

単位を認定する学術集会に関するガイドライン

1. 糖尿病に関わる内容を主とするもの。
2. 医師を主たる対象としているもの。
3. 参加が一般に公開されているもの。
4. 製薬企業等の主催、共催、後援、協賛等による講演会等は原則認めない。ただし、特定の協賛企業に固定せず、糖尿病対策推進会議等の公的機関が主催、共催するもので、企業から講師に直接謝金が支払われないものは例外とする。
5. 実質的な講演時間等が3時間以上であるもの。ただし、企業等から直接謝金が支払われる講演（特別講演など）を含む場合は、それを除いて3時間以上であること。
6. 開催の3カ月以前に申請がなされたもの。
7. 参加の証拠となるもの（参加証など）が発行されるもの。

分野 3. 指定講演の聴講による単位

	聴講による単位
1. 指定講演の聴講（30分）	1

***会場（現地）開催に参加した場合**

- ・指定講演会場で専門医カードを用いて登録と本人確認を行う。
- ・年次学術集会、糖尿病学の進歩および糖尿病合併症学会の指定講演で取得できる単位は、それぞれ8単位までとする。
- ・地方会（所属支部以外の地方会含む）で取得できる単位は、それぞれ4単位までとする。

***WEB開催（Live配信およびオンデマンド配信）に参加した場合**

- ・各集会のプログラムで定められた演題を視聴する。
- ・年次学術集会、糖尿病学の進歩および糖尿病合併症学会の指定講演で取得できる単位は、それぞれ8単位までとする。
- ・地方会で取得できる単位は、所属支部の地方会に限り4単位までとする。
- ・年度内の取得単位は10単位を限度とする。

***指定講演はeラーニング受講システムを用いて単位取得が可能。eラーニング受講によって取得できる単位数には制限を設けない。**

***座長・演者も講演時間に応じて単位を取得できる。**

分野 4. 学術業績・診療以外の活動実績による単位

	取得単位
1. 学術業績・診療以外の活動実績	1

***専門医試験に関する業務**

試験問題作成、試験監督、面接員、受験申請者の症例などに関する書類審査に携わった場合、1年度につき、担当業務ごとに1単位を取得できる。

- ・試験問題作成（専門医試験委員会）…1単位
- ・試験監督・面接員…1単位
- ・書類審査（専門医認定委員会・専門医支部認定委員会）…1単位

***査読に関する業務**

機関誌「糖尿病」, 「Diabetology International」の査読を行った場合、1査読につき1単位取得できる。ただし、1年度につき2単位までとする。